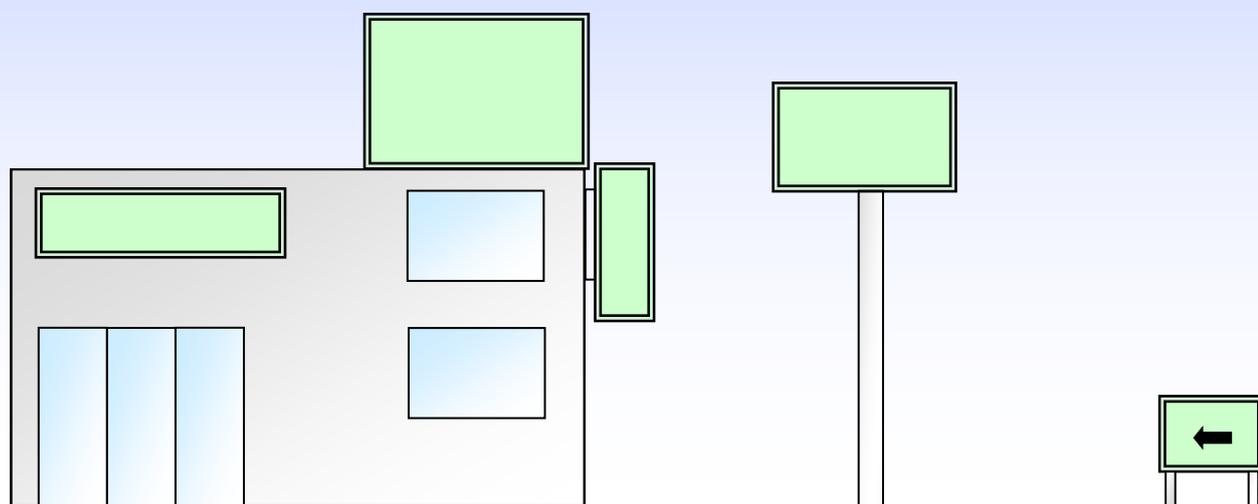




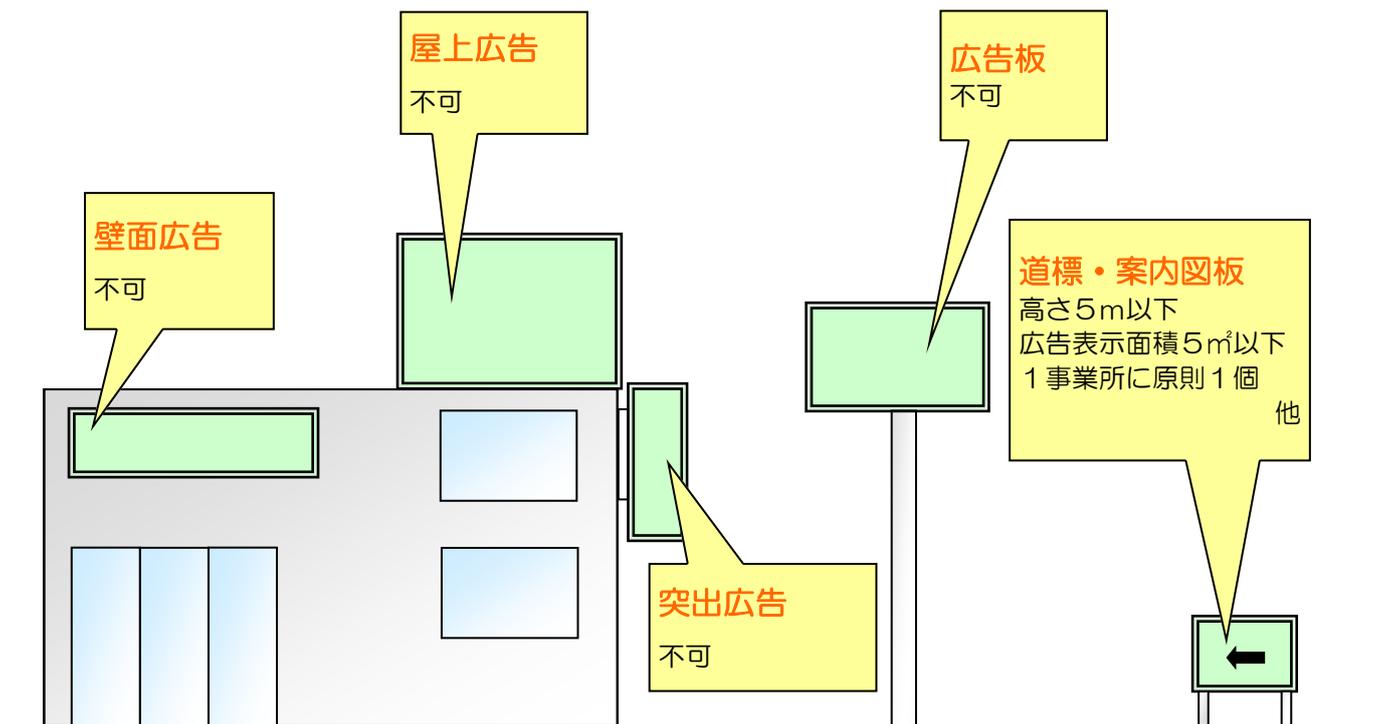
# 豊田市屋外広告物条例のあらまし (規制地域別基準編)



豊 田 市

# 禁止地域（条例第3条）【一般広告物】

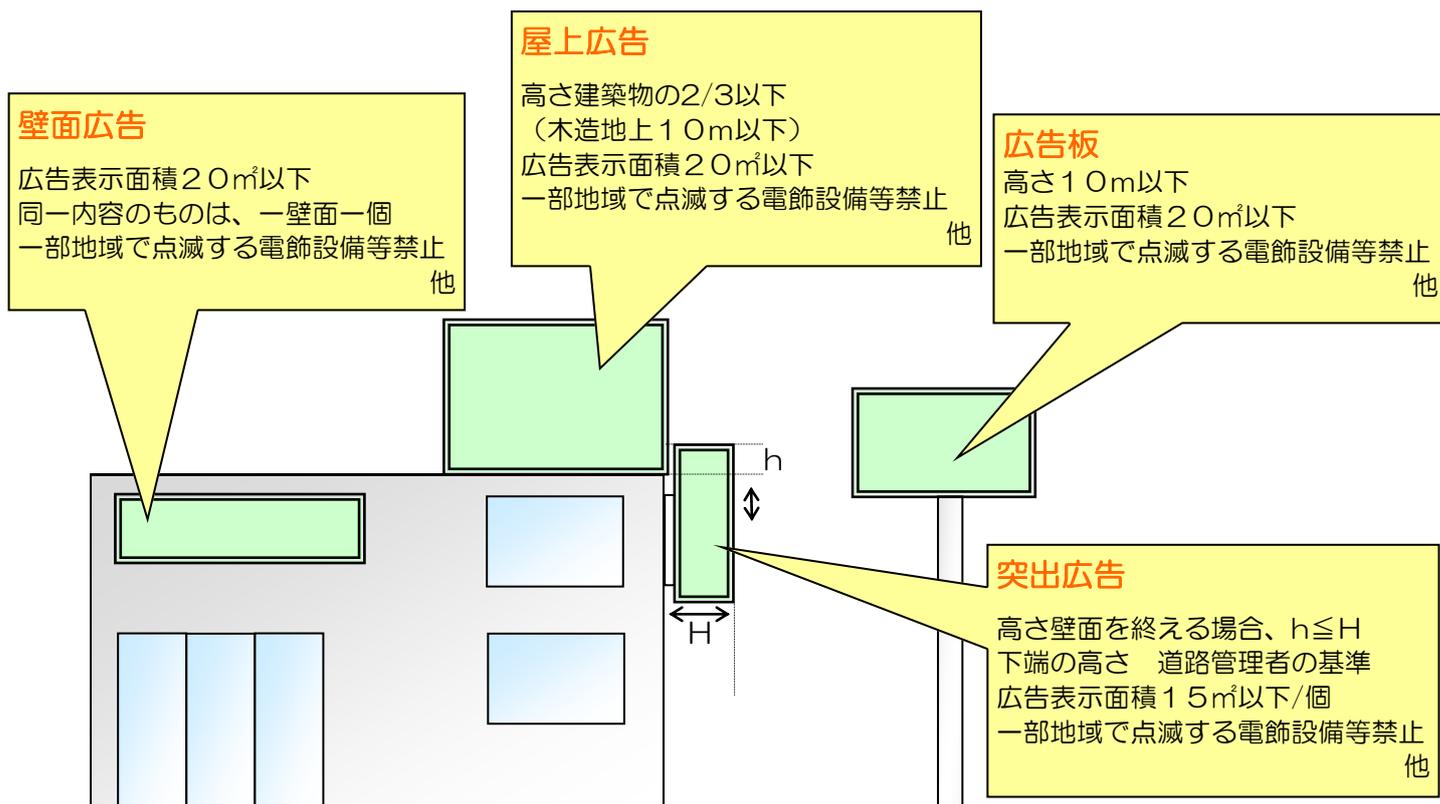
※ 一般広告物の掲出は、原則不可（道標等一部適用除外あり）



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

# 禁止地域（条例第3条）【自家用広告物】

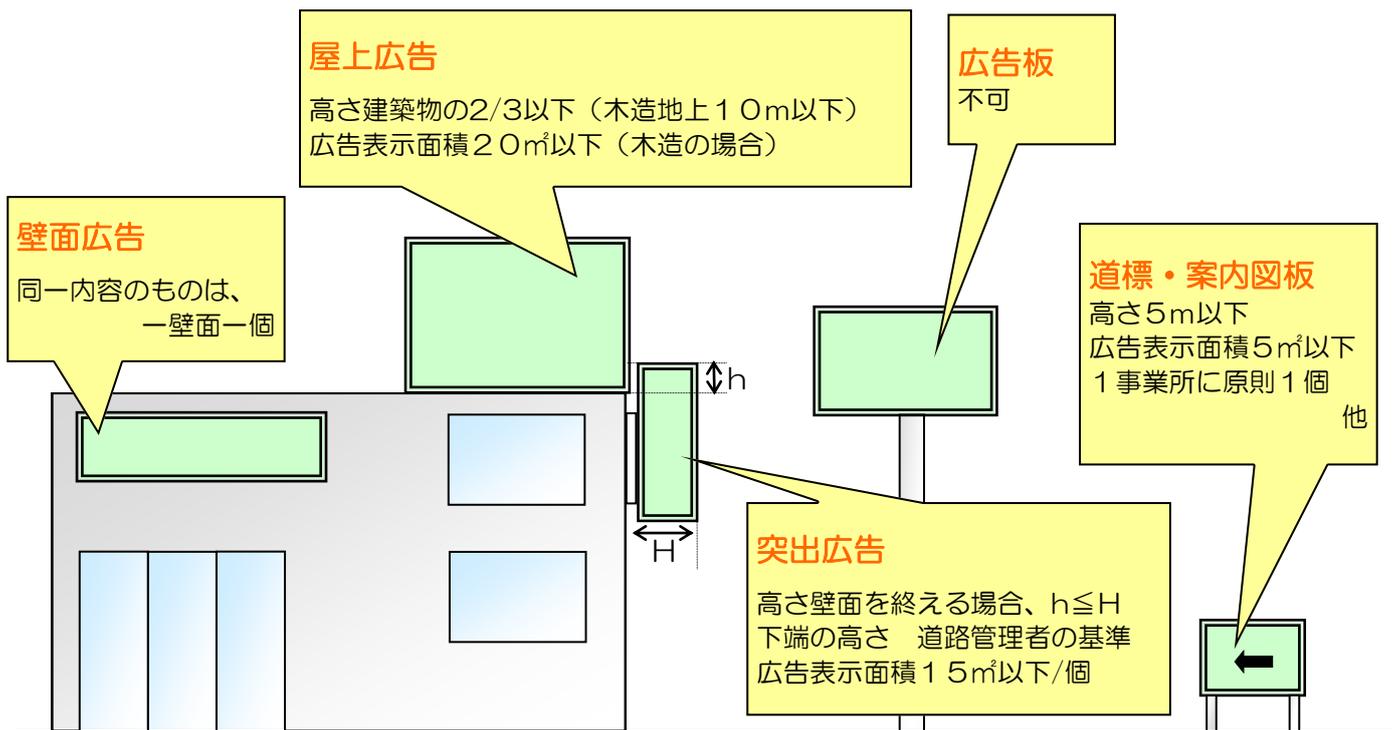
※ 広告表示面積の合計20㎡以下



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

# 許可地域（条例第5条）指定道路鉄道の規制内

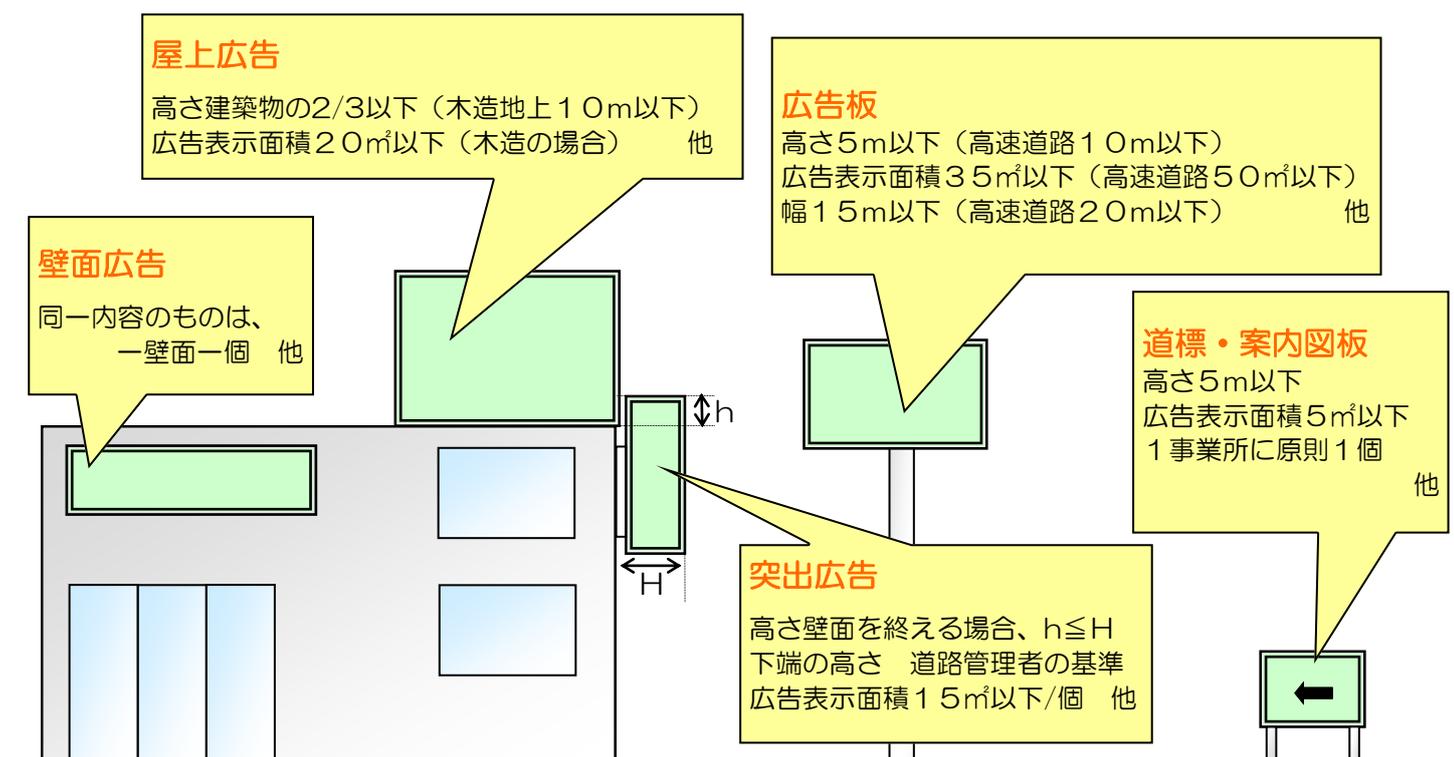
## 【一般広告物】



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

# 許可地域（条例第5条）指定道路鉄道の規制外

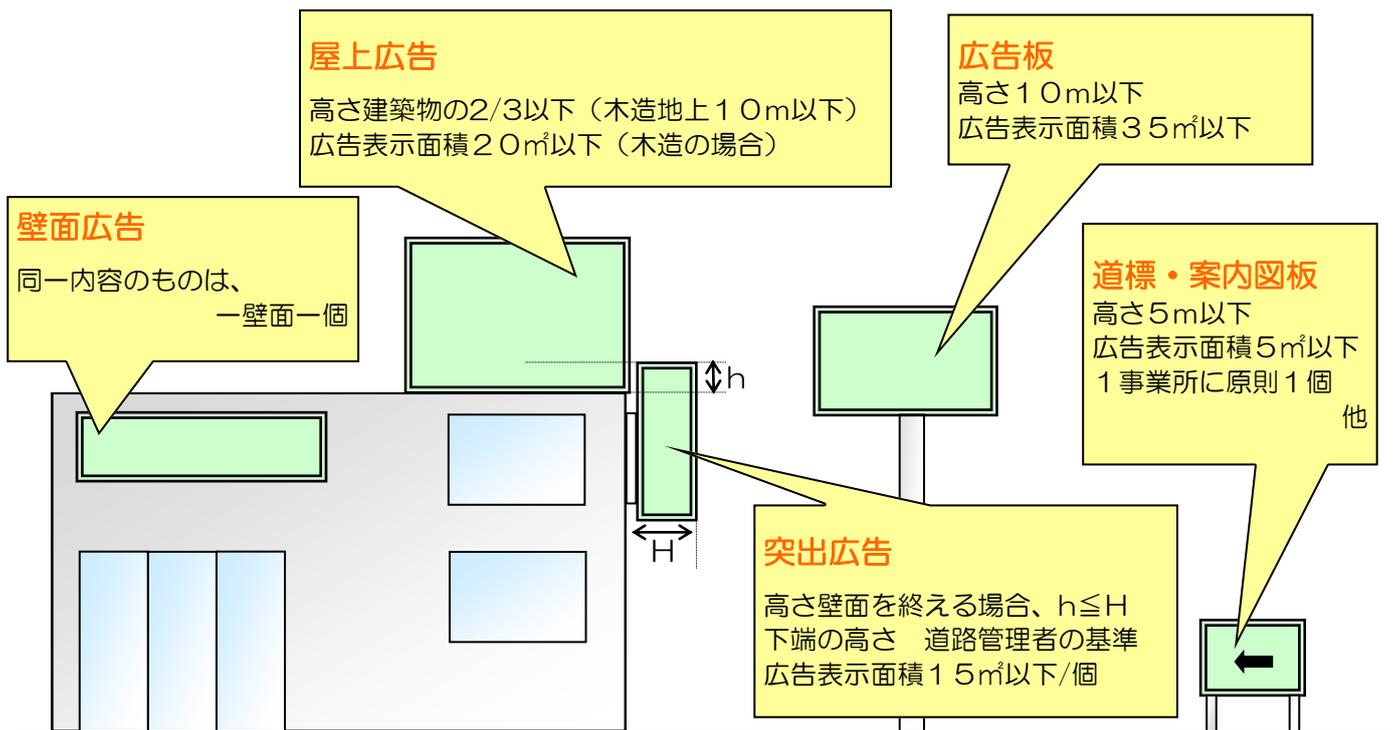
## 【一般広告物】



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

# 許可地域（条例第5条）市の区域

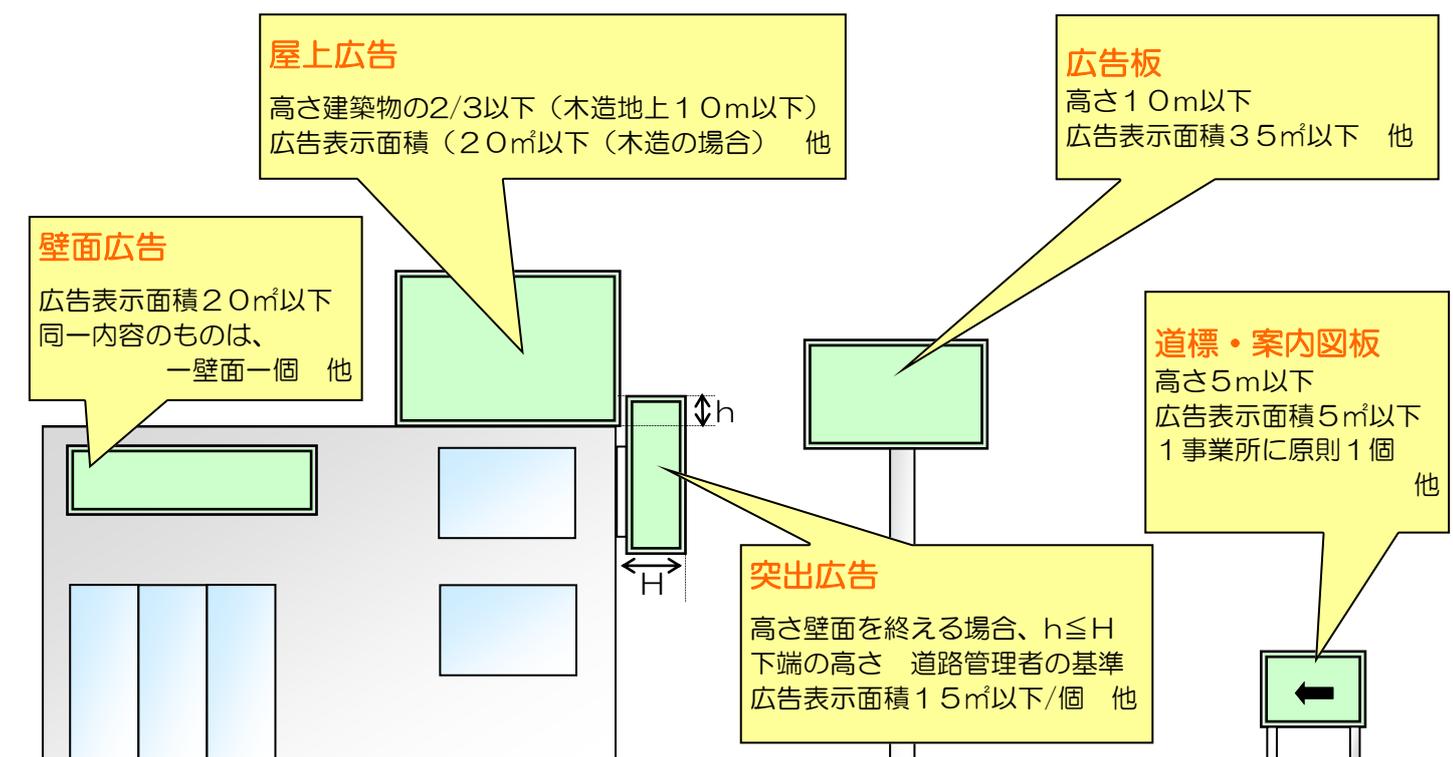
## 【一般広告物】



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

# 許可地域（条例第5条）市の区域（住居系）

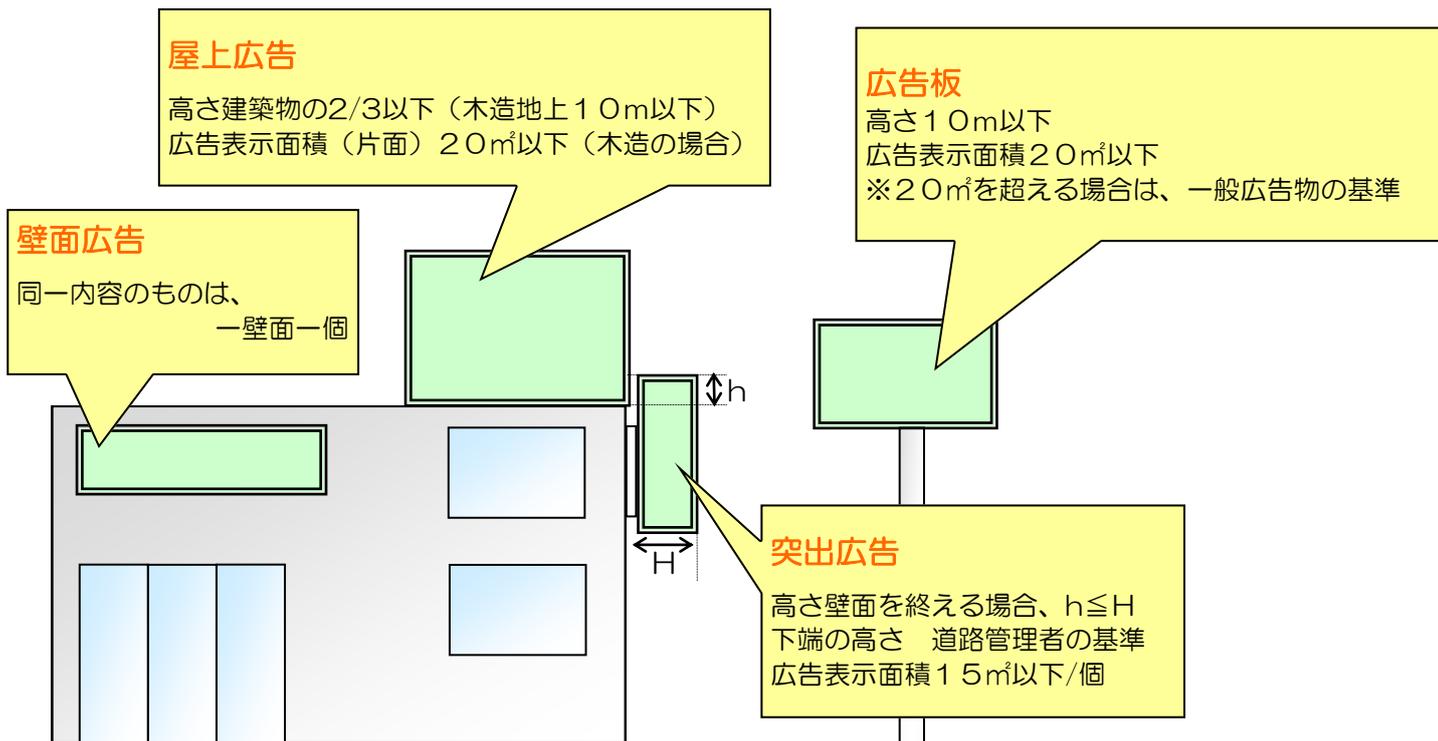
## 【一般広告物】



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

# 許可地域（条例第5条）

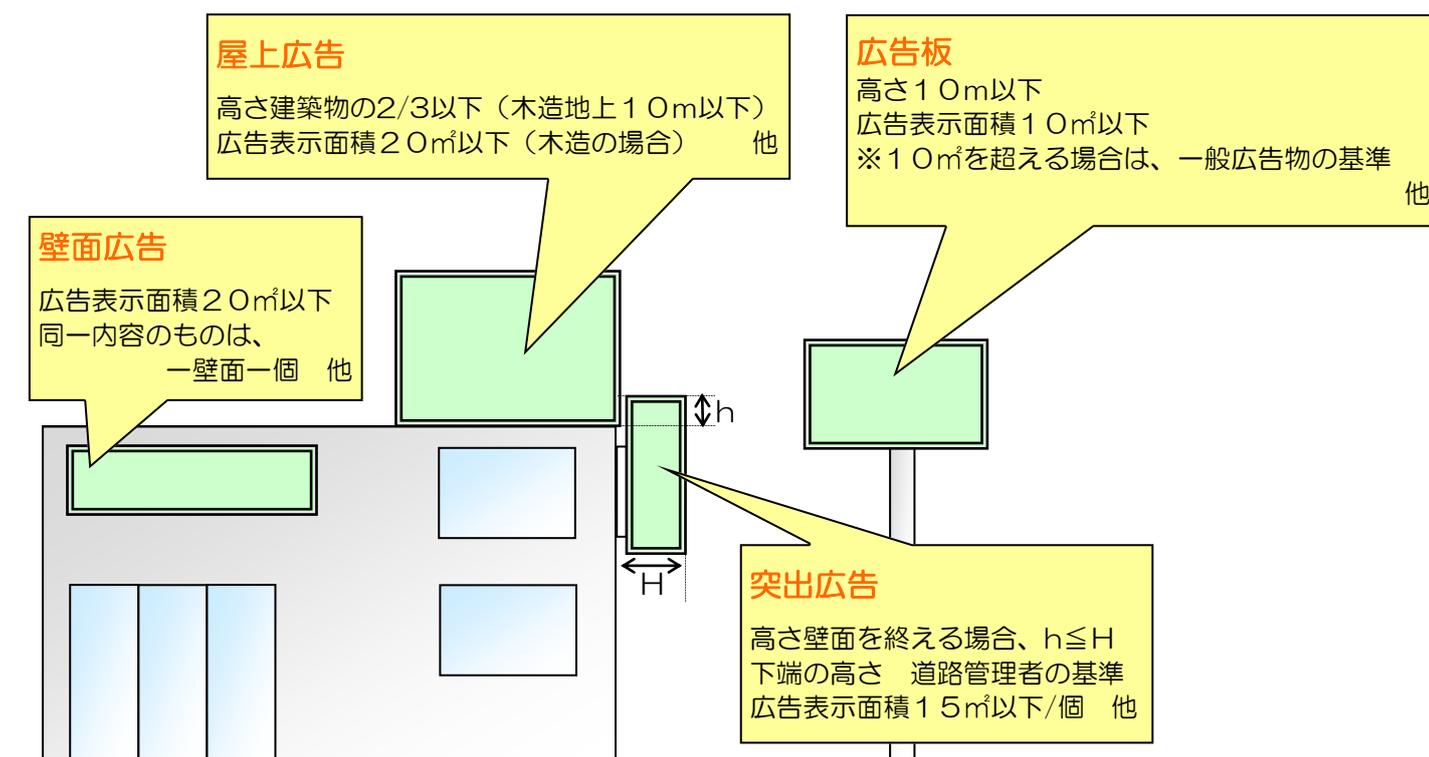
## 指定道路鉄道の規制内外、市の区域【自家用広告物】



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

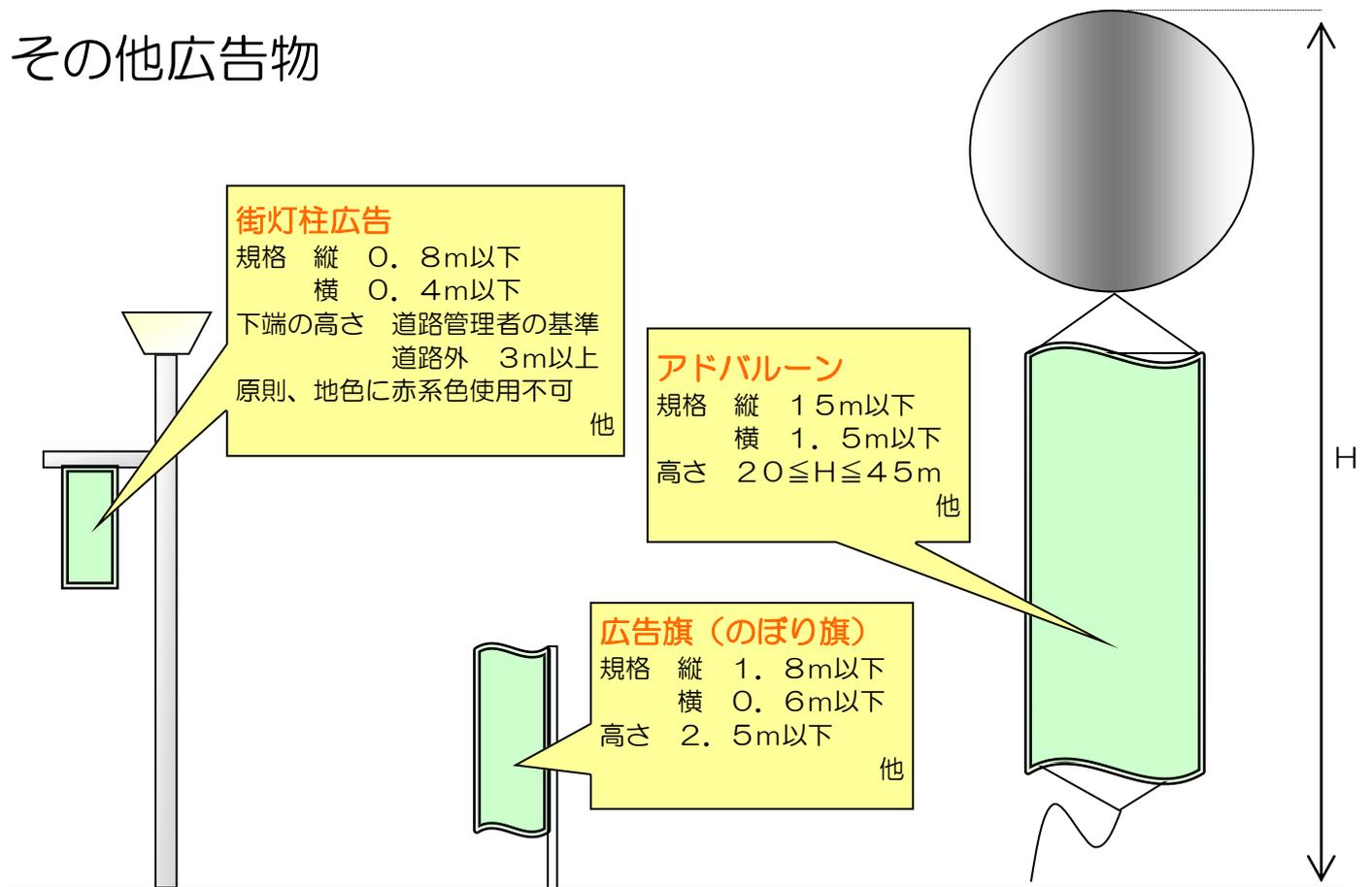
# 許可地域（条例第5条）市の区域（住居系）

## 【自家用広告物】



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

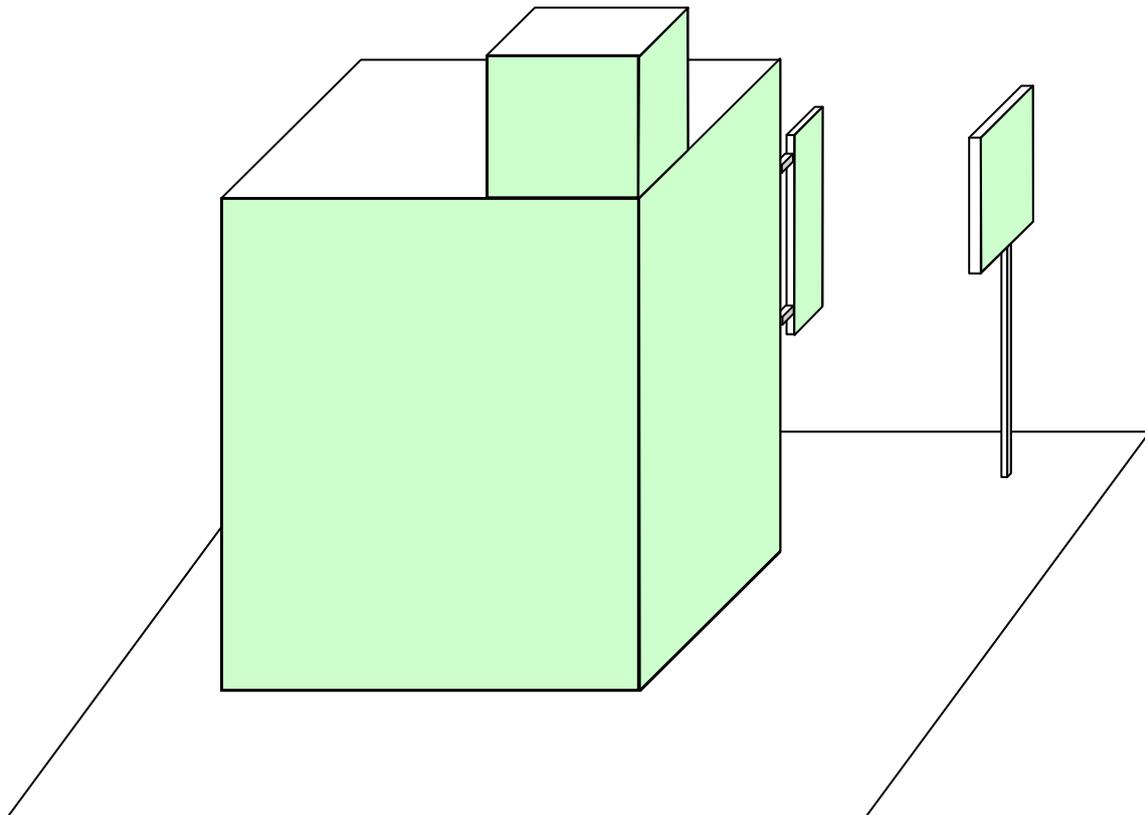
## その他広告物



※この図は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

## 広告表示面積 (の合計)

一方向から見た時に見ることができる表示面積 (の合計が最大となる面積)



# 共通基準

(豊田市屋外広告物規則 別表第2の1)

- (1) 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- (2) 地色に原則として黒色及び高彩度色を使用しないこと。
- (3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料等を使用しないこと。
- (4) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- (5) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- (6) 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をし、脚部自体には広告を表示しないこと。
- (7) 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- (8) 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- (9) 交通を妨害するような位置に表示又は設置しないこと。
- (10) 交通信号機、道路標識等に類似せず、又はこれらの効用を阻害しないこと。
- (11) 条例第3条第15号(足助景観重点地区)の地域において表示し、又は設置するものについては、原則として日本の伝統色に配慮した色彩であること。

# 屋外広告物許可申請手数料

区	分	単	位	手	数	料
許 可 申 請 手 数 料	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	広告表示面積 5㎡につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		900円
				屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの（3年以内）		1,300円
		ネオンサインその他電飾設備を有するもの	広告表示面積 5㎡につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		1,200円
				屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの（3年以内）		1,900円
	広告旗	1枚につき		（3か月以内）		100円
	はり紙	100枚につき		（3か月以内）		400円
	はり札	1枚につき		（3か月以内）		40円
	広告幕又は広告網	1枚につき		（3か月以内）		400円
	アドバルーン	1個につき		（3か月以内）		700円
	電柱又は街灯柱を利用する 広 告	1個につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		200円	
			屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの（3年以内）		300円	
	その他の広告物	1個につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		100円	
屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの（3年以内）				160円		



建築相談課 景観まちづくり担当

豊田市西町3-60 西庁舎4F

TEL/0565-34-6649

FAX/0565-34-6948

E-mail keikan@city.toyota.aichi.jp